

青森市薬剤師会 医薬品安全管理研修会

《日時》 2023年4月12日(水) 19時00分～20時30分

《本研修会はZOOM・ウェビナーにて配信いたします》※PCでのご視聴を推奨

座長 (一社) 青森市薬剤師会 会長 近井 宏樹

情報提供 (19:00-19:10)

『一包化監査支援システムのご紹介と導入による業務効率化について』

富士フィルム富山化学株式会社 白石 努

一般講演1 (19:10-19:25)

『薬局業務の簡素化について(仮)』

講師: なの花薬局 五戸東店 大山 雄次 先生

一般講演2 薬剤師会報告 (19:25-19:45)

『インシデント事例』の活用について

講師: 職能委員会 中堀 一弥 先生

特別講演 (19:45-20:30)

『薬剤師が関係した医療紛争事例から見た医療安全』

講師: 仁邦法律事務所 所長/ 東邦大学医学部 客員教授 桑原 博道 先生

■本研修会は、「研修認定薬剤師制度」の研修(1単位)を申請中です。

■JPALSコードは 02-2023-0001-101 です。

■本研修会には事前申し込みが必要です。事前申込締切日: 2024年4月10日(月)

尚、参加用URLの通知を送信するため氏名・施設名・メールアドレスの登録が必須となります。

①青森市薬剤師会HPより研修受講料をお支払いください。

②受講料支払い後に、[「トップページへ戻る」](#)のボタンを押すと、事前申し込みサイトへ移動するので、登録をお願い致します。

■研修会受講料として、以下を徴収させていただきます。

青森市薬剤師会員・学生: 1000円、非会員: 2000円

*研修費用の払い戻しは、できかねますのでご注意ください。

■研修単位の認定について

・視聴規定時刻は19:00～研修会終了(厳守)とさせていただきます。

上記時間のご視聴を守られない方への研修単位は申請致しません。

※令和4年4月からのPECS稼働に伴いキーワード報告は不要となりましたが、これまで以上に研修受講時間を厳格に管理しなければならなくなりました。

・途中退出は原則認められません。接続不良などによるやむを得ない場合は、再入室を認める場合があります。

※ただし、人退出のログは青森市薬剤師会で全て記録しておりますので不正だと判断された場合(長時間の離席等)は、認定することはできません。

・1台の端末を複数人で利用して受講した場合も認定できません。

・その他、当会HPに掲載している“当会における研修単位認定の規定”をご参照ください。

■WEBでの受講に関する注意事項

*1、ご視聴の際は、ご使用のデバイスにZOOMアプリのダウンロードが必要です。

*2、ZOOM内での氏名は、事前申し込みと同一の氏名となるよう設定をお願いします。

*3、トラブル等解消のため運営側よりご連絡する場合がありますので、チャットを表示してご参加下さい。

*4、講義内容に関する質疑は、質疑応答時間までにQ&Aフォームへの書き込みください。

*5、研修会内容を無断で録画する、転用するなどの行為は著作権の侵害に該当する恐れがありますので、厳にお控え下さい。

*6、原則、当日の視聴具合などに関しましては対応できかねますのでご了承下さい。

*7、Wi-Fi環境の整った場所での視聴を推奨致します。

■その他

・講演の一週間前、前日、当日の夕方に参加 URL が届くようになっております。いずれの日にもメールが届かない場合には事務局まで必ずご連絡を下さるようお願いいたします。

◎お問い合わせは、青森市薬剤師会事務局、または富士フイルム富山化学株式会社の担当MRまでご連絡下さい。

共催：一般社団法人 青森市薬剤師会 富士フイルム富山化学株式会社

(担当：富士フイルム富山化学株式会社 神原 靖宏 080-2185-7471 yasuhiko.kanbara@fujifilm.com)

(事務局：青森市薬剤師会 017-742-8859 aoyaku@eos.ocn.ne.jp)

取得した個人情報は、本セミナーご視聴のための設定、ご視聴の有無の確認、弊社製品のご案内、今後のセミナーのご案内等の目的で利用し、ご同意なく第三者に開示・提供することはありません。個人情報は、厳格に取り扱い、厳重に管理いたします。

※平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）が成立し、薬局は医療提供施設として位置づけられました。平成19年3月、薬事法第9条の規定に基づき薬事法施行規則の一部が改正され、平成19年4月より薬局における安全管理体制の整備が薬局開設者に義務付けられることとなりました。具体的には、薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施、その他医薬品に係る安全確保のための措置が、薬局開設者の遵守事項として規定されております。

本研修会が会員薬局での研修会実施の一助となればと思っております。